

## PM2.5 の注意喚起・判断基準について

### (1)千葉県を2地域に区分して注意喚起を行います。

千葉県を「県北部・中央」と「九十九里・南房総」の2地域に区分し、注意喚起の判断・発信を行います。区分については図1、表1を参照してください。

### (2)判断基準は午前/午後の注意喚起で異なります。

#### 〈午前に注意喚起される場合〉

- ・(1)の地域に位置する一般環境大気測定局において、午前5～7時における1時間値の平均値の中央値で判断します。
- ・中央値が 85 マイクログラム/立方メートルを超えており、かつ、高濃度の状態が継続すると判断される場合に注意喚起されます。
- ・注意喚起は午前9時頃を目途に行います。

※午前5～7時における1時間値の平均値の中央値とは何か。

たとえば、ある地域内のA～E局が以下のような濃度だったとします。(単位はマイクログラム/立方メートル)

	午前5時	午前6時	午前7時	午前5～7時における平均値
A局	55	48	56	53
B局	42	33	36	37
C局	12	14	19	15
D局	36	29	25	30
E局	60	63	63	62

これを平均値の濃度の高さ順に並べます。

	午前5～7時における平均値
E局	62
A局	53
B局	37
D局	30
C局	15

すると、B局が真ん中にきます。これが「午前5～7時における1時間値の平均値の中央値」です。この値が85 マイクログラム/立方メートルを超え、かつ、高濃度の状態が継続されると判断される場合に注意喚起が行われます。

#### 〈午後に注意喚起される場合〉

- ・(1)の地域に位置する一般環境大気測定局において、いずれか1局の午前5～12 時における1時間値の平均値で判断します。
- ・平均値が 80 マイクログラム/立方メートルを超えており、かつ、高濃度の状態が継続すると判断される場合に注意喚起されます。
- ・注意喚起は午後1時頃を目途に行います。

※午前の判断基準とどこが異なるのか。

午前中は「平均値の中央値」で判断しましたが、午後は「いずれか1局の平均値」で判断します。つまり、午前5～12 時の1時間値の平均値が「どこか1局でも 80 マイクログラム/立方メートルを超えた場合」に注意喚起が行われます。

午後から注意喚起された場合、環境省が示している日平均値と対応する値は 80 マイクログラム/立方メートルとなります。



図1 千葉県内の地域区分図

<p>県北部・中央</p>	<p>野田市、松戸市、柏市、流山市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、千葉市、佐倉市、四街道市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、我孫子市、印西市、白井市、成田市、富里市、銚子市、香取市、栄町、酒々井町、神崎町、芝山町、東庄町</p>	<p>九十九里・南房総</p>	<p>東金市、旭市、八街市、匝瑳市、山武市、大網白里市、茂原市、勝浦市、いすみ市、館山市、鴨川市、南房総市、多古町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町</p>
---------------	--	-----------------	---

表1 各地域区分に属する市町村